

第26回当別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年7月25日(月)午後4時00分から午後4時10分

2 開催場所 当別町役場第2庁舎 2階会議室

3 出席委員(16人)

会長 16番 秋吉稔之

会長職務代理者 1番 青山眞士

2番 菊田実

3番 湯浅浩道

4番 滝本弘

5番 狩野菊恵

6番 森本茂

7番 山田裕一

8番 高野秀則

9番 佐々木章史

10番 岸本辰彦

11番 泉和浩

12番 佐々木靖

13番 古熊健一

14番 目黒一雄

15番 石田秀人

4 欠席委員(0人)

5 農業委員会事務局職員

事務局長 野村雅史

事務局次長 浦島卓

事務局主任 瀬能実紀

事務局主任 作山温史

6 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第1号 農地法第18条の6の規定による通知について

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議の要請について

日程第8 議案第5号 土地の現況証明願いについて

日程第9 議案第6号 当別農業振興地域整備計画の変更について

7 会議の概要

議長	只今の出席委員16名、定足数に達していますので、第26回当別町農業委員会総会を開会します。議事日程ですが、お手元に配布しています日程表により、議事に入ります。
議長	日程第1、議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会議規則第12条の規定に基づき、議長から指名させていただくことで、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしの声がありましたので、5番 狩野委員、6番 森本委員を指名します。
議長	日程第2、会期の決定について、本総会の会期を、本日1日間とすることで、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定しました。
議長	日程第3、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明します。 今回、通知がありましたのは、番号1番から5番までの5件です。 この5件は、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされており、賃貸借を解約した旨の通知があったものです。届出地の図面につきましては、議案資料1ページからの報告第1号関係をご高覧ください。以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、報告第1号について承認することに決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)

議長	異議なしと認め、報告第1号は承認することに決定しました。
議長	<p>日程第4、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。</p> <p>今回、申請がありましたのは、番号1番の1件です。</p> <p>番号1番は、経営規模拡大のため、使用貸借権を設定しようとするものです。議案資料の議案第1号関係として、6ページの「農地法第3条調査書」のとおり、不許可の基準である農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。</p> <p>7ページに当該地の図面を掲載しておりますのでご高覧ください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（「質疑なし」の声あり）</p>
議長	<p>質疑なしと認め、議案第1号について、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議長	異議なしと認め、議案第1号は許可することに決定しました。
議長	<p>日程第5、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明します。</p> <p>今回、申請がありましたのは、番号1番、2番の2件です。</p> <p>番号1番については、借主が申請地に農業用倉庫を建築するため、農地転用の許可を得ようとするものです。</p> <p>許可の基準となる農地区分ですが、当別農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地と定められた農地であり、農用地区域内農地と判断されます。</p> <p>農用地区域内農地の転用は、原則不許可ではありますが、農業用施設の設置の場合は、農地法施行令第4条「農地の転用の不許可の例外」の中の第1項第2号イ「農業用施設」に該当することから、転用の目的と農地の区分は問題ないものと考えます。</p> <p>なお、本件については転用の目的が農業用施設の建築であり、北海道農業会議の意見聴取は不要であることから、農地転用審査特別委員</p>

	<p>会での審議も省略しております。</p> <p>番号2番について、申請人は、農家住宅を建築するため、農地転用の許可を得ようとするものです。許可の基準となる農地区分ですが、申請地は農業振興地域の農用地区域内の農地で、現在除外の手続きを行っております。</p> <p>なお、本件については転用の目的が農家住宅の建築であり、北海道農業会議の意見聴取は不要であることから、農地転用審査特別委員会での審議も省略しております。</p> <p>議案資料8ページからの議案第2号関係「農地法第5条調査書」及び図面をご高覧ください。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（「質疑なし」の声あり）</p>
議長	<p>質疑なしと認め、議案第2号について、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第2号は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第6、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明します。</p> <p>農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者から当別町に対し農用地利用集積計画作成の申出があり、町が作成した案について、当委員会の決定を求められているものです。</p> <p>今回の計画案は、所有権の移転をするものが番号1番から5番までの5件です。</p> <p>これら5件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件及びその内容に定められた要件を全て満たすものと考えます。</p> <p>計画地の図面につきましては、議案資料14ページからの議案第3号関係をご高覧ください。以上です。</p>
議長	<p>休憩します。</p> <p style="text-align: center;">休憩</p>
議長	<p>再開します。</p> <p>説明が終わりましたので質疑を求めます。</p>

	<p>(「質疑なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、議案第3号について、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第3号は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第7、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議の要請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議の要請について」ご説明します。</p> <p>今回、斡旋の申出がありましたのは、番号1番の1件です。この1件について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項に規定する所有権移転のため斡旋を受けたい旨の申出により利用調整した結果、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が必要であるとの判断から、当別町に対し北海道農業公社への買入協議を行うよう要請してよろしいか、その可否について決定を求めるものです。計画地の図面につきましては、議案資料17ページの議案第4号関係をご高覧ください。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、議案第4号について、原案のとおり要請することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり要請することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第8、議案第5号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第5号「土地の現況証明願いについて」ご説明します。</p> <p>今回、願出がありましたのは、番号1番から6番の6件です。</p> <p>番号1番から3番は、高野委員、湯浅委員、佐々木靖委員、番号4番、5番は、秋吉会長、山田委員、岸本委員、番号6番は目黒委員、</p>

<p>議長</p>	<p>高野委員、古熊委員 と事務局で現地調査を行いました。 土地の現況は、長年耕作されておらず、再生利用が困難な状況となっており、農地・採草放牧地以外と判定しております。 申請地の位置図及び現況写真につきましては、議案資料の18ページからの議案第5号関係をご高覧ください。 以上です。</p> <p>説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第5号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり決定しました</p>
<p>議長</p>	<p>日程第9、議案第6号「当別農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第6号「当別農業振興地域整備計画の変更について」ご説明します。</p> <p>当別農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、町から農業委員会の意見を求められているものです。</p> <p>今回の計画変更は、1番は、議案第2号2番で許可をいただいた案件で、農用地区域である農地に農家住宅を建築するため農用地区域から除外するもので、農地の利用関係の調整には支障がないものと考えます。2番、3番は携帯電話用アンテナ設置のため農用地区域から除外するもので、農地の利用関係の調整には支障がないものと考えます。</p> <p>申請地の位置図につきましては、議案資料の議案第6号関係をご高覧ください。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第6号は、異存ない旨回答することで決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

議長	異議なしと認め、議案第6号は、異存ない旨回答することに決定しました
議長	以上で、本日の日程はすべて終了しました。 これをもちまして、第26回当別町農業委員会総会を閉会します。